

# 青森県報

第三千百五十三号

平成二十一年  
十月二十六日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	一
保安林の指定	( 林 政 課 )	一
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	( 経 理 課 )	二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告	( 県 民 生 活 課 )	二

## 告 示

青森県告示第六百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 主たる事務所 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービス の種	居宅サービス 事業を行う 所	指 定 年 月 日
氏 名		類	名 称	
			所 在 地	

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

青森県告示第六百八十一号

平成二十一年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

大東株式会社	つがる市木造中 館田浦四四の一	訪問介護	デイサービス また明日	北津軽郡鶴田町 大字鶴泊字前田 九九の三	平成 三〇・〇・四
--------	--------------------	------	----------------	----------------------------	--------------

大東株式会社	つがる市木造中 館田浦四四の一	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス 事業所	北津軽郡鶴田町 大字鶴泊字前田 九九の三	平成 三〇・〇・四
--------	--------------------	---------------------	-----------------	----------------------------	--------------

青森県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
- 二 保安林指定の目的
- 土砂の流出の防備

西津軽郡深浦町大字上長慶平字薄月一九の二

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字薄月一九の二(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百八十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

東奥信用金庫大町支店	弘前市大字駅前町	を
東奥信用金庫大町支店	弘前市大字大町三丁目	に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十一年十月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人つがる縄文の会

三 代表者の氏名  
野呂 隆昌

四 主たる事務所の所在地  
つがる市木造千代町五六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、縄文文化に関心のある方々に、つがる地域の縄文遺跡等に関する情報を発信すると同時に体験活動をとらして縄文文化理解の深化を図る。また、縄文遺跡の情報網の構築と交流活動の活性化により縄文遺跡群の世界遺産登録を目指し、併せて地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------